

保険料の未納が続くと…

保険料の未納が続くと、以下のような措置がとられることがあります。



納期限が過ぎると…

納期限を過ぎると、督促が行われます。延滞金などが徴収される場合があります。

督促に応じないと…

それでも納めないでいると通常の保険証より有効期限が短い**短期被保険者証（短期証）**が交付される場合があります。（保険証の8月更新時において、過年度に未納保険料がある場合も短期証が交付されます）

納期限から1年を過ぎると…

特別な事情（※1）を事由として保険料の納付が困難と認められない限り、保険証を返還していただき、代わりに**資格証明書（資格証）**（※2）が交付されます。

（※1）特別な事情

1. 世帯主、またはその者と生計を1つにする親族が病気または負傷した場合
2. 世帯主がその財産につき災害を受け、または盗難にあった場合
3. 世帯主がその事業を廃止または休止した場合
4. 世帯主がその事業につき、著しい損失を受けた場合
5. 1～4までに類するような場合

上記1～5を事由として保険料を納付できないという判断がされたとき、特別な事情として認めます。

（※2）被保険者資格証明書

医療機関の窓口で資格証明書を提示して診療を受けると、今までと同じ保険診療を受けることができますが、**いったん医療費の全額（10割）を支払うこと**になります。

その後、国保医療課又は総合支所保健福祉課の窓口で全額支払いした領収書を持参していただき、「**特別療養費支給申請**」により北見市の負担する医療費分の7割から8割及び医療費助成分を支給することになりますが、その際に滞納している保険料の納付についてご相談をさせていただきます。

※北見市では18歳以下の国保加入者には通常の保険証を交付しています。

納期限から1年6か月を過ぎると…

国保の給付（療養費・高額療養費・葬祭費など）が全部または一部差し止めになります。

それでも納めないでいると…

差し止められた保険給付額から滞納保険料が差し引かれる場合もあります。

市役所納税課・各総合支所では、随時、納付についてのご相談を受けています。納付が困難な方や遅れそうな方は、滞納のままにせずに、お早めに納付相談を行ってください。

【保険料の納付相談窓口】

総務部納税課	電話	0157-25-1116
端野総合支所総務課	電話	0157-56-2115
常呂総合支所総務課	電話	0152-54-2113
留辺蘂総合支所総務課	電話	0157-42-2423

